

研究論文

敗者たちの海外言語普及
—敗戦後における日本とドイツの海外言語普及事業—

嶋津 拓

キーワード：対外文化政策、国際文化交流事業、言語普及、ドイツ語、日本語

要 旨

今日、ドイツは「対外文化政策」の一環として、海外にドイツ語の普及を行っている。また、日本は「国際文化交流事業」の一環として、日本語の普及を行っている。この「対外文化政策」および「国際文化交流事業」という言葉は、当該国の政府あるいはその関連機関が海外諸国に対する文化的な施策または文化交流を何らかの政策実現のために行うことを意味するが、これらの「対外文化政策」あるいは「国際文化交流事業」の一環としての言語普及という営みは、ドイツの場合は1920年代に、また日本の場合は1930年代に開始された。しかし、いずれも1945年の敗戦によっていちど停止されている。

本稿では、第二次世界大戦に敗れたドイツと日本が、戦後期において、いかなる理由から、またどのような過程を経て、「対外文化政策」あるいは「国際文化交流事業」の一環としての言語普及活動を再開したのかを比較・分析し、それぞれの国における言語普及活動の位置と役割について考察する。

1. はじめに

今日、ドイツは「対外文化政策」(Auswärtige Kulturpolitik)¹の一環として、海外にドイツ語の普及を行っている。また、日本は「国際文化交流事業」の一環として、日本語の普及を行っている。この「対外文化政策」および「国際文化交流事業」という言葉は、当該国の政府あるいはその関連機関が海外諸国に対する文化的な施策また

は文化交流を何らかの政策実現のために行うことを意味するが、これらの「対外文化政策」あるいは「国際文化交流事業」（ただし、1950年代までの日本では「国際文化事業」と呼ばれることが多かった）の一環としての言語普及という営みは、ドイツ²の場合は1920年代に、また日本の場合は1930年代に開始された。しかし、いずれも1945年の敗戦によっていちど停止されている。

本稿では、第二次世界大戦に敗れたドイツと日本が、いかなる理由から、またどのような過程を経て、「対外文化政策」あるいは「国際文化交流事業」（国際文化事業）の一環としての言語普及活動を再開したのかを比較・分析する。

2. ドイツにおける海外言語普及の開始

日本においてもドイツにおいても、言語普及という営みは、その支配下に編入した地域に対する言語政策の一環として始まった。すなわち日本の場合は、1895年に植民地とした台湾に対するそれが嚆矢である³。そして日本は、20世紀に入ると同じく植民地として併合した朝鮮半島にも日本語普及を行い、また、租借地とした関東州や国際連盟からその統治を委任された南洋諸島、さらに1930年代以降は、いわゆる「満洲国」や中国大陸および東南アジアの占領地などに対しても日本語普及を図った。

これらの日本語普及は、たしかに現象面では類似する部分も多かったのだが、たとえば植民地に対するそれが、内地延長主義に基づく「国語」教育として実施されたものであったのに対して、東南アジアの占領地に対するそれは、「大東亜共栄圏」の共通語としての「日本語」教育として実施されたものであったように、その位置づけを異にしていた。しかし、いずれの場合も、日本がその実質的な支配下に編入した地域の人々を対象に、強制力をもって行った日本語普及であったことには変わりがない。

日本は、植民地に対する「国語」教育を実施するにあたり、ドイツの事例も調査している。1911年から2年間の予定でヨーロッパに留学した国語学者の保科孝一は、朝鮮総督府の要請を受け、滞欧中にドイツのポーランドに対する言語政策について調べている。ドイツでも日本の場合と同様に、言語普及という営みは、その支配下に置いた地域の人々に対するそれとして始まったのだが、その歴史は日本よりも古く、日本はそこから何らかの示唆を得ようとしたのである。

そのドイツでは、1910年代の初頭に「対外文化政策」という言葉が用いられるようになった。たとえば歴史家のKarl Lamprechtは、保科が滞欧していた1912年に、『対外文化政策について』（Über auswärtige Kulturpolitik）と題する講演を行っている。

また、この時代には、その「対外文化政策」の一環としてのドイツ語普及のさきがけとなる動きも見られた (Düwell 1976 : 123)。しかし、それが本格化するのは第一次世界大戦後のことである。

ドイツでは1923年の初頭ごろから、ひとつの文化機関を設立する構想が動き始めた。それは、「ドイツが第一次世界大戦に敗れたのは、自国の利益を国際社会にアピールすることに不器用で、ドイツは野蛮な国家だという認識とそれに基づく排除を敵国がすることを許していたからだという共通認識がドイツ全土にあった」(Michels 2001 : 14) からだという。すなわち、「外部に対する文化的な自己表出に失敗した」(Michels 2001 : 14-15) という認識があったからだとされている。

しかし、それだけでなく、「ドイツ人自身に強固な文化意識を与える」(Michels 2001 : 14) ことも、新しい文化機関の課題とされた。この課題は、19世紀の後半期によく統一国家を形成したばかりのドイツにとって、そして敗戦によってその領土の一部を失うことになったドイツにとっては、とりわけ切実な課題だったとすることができる。川村(1995)が指摘しているように、「文化交流政策は、自国を世界に提示する手段であるとともに、国内的にも、自国国民のナショナル・アイデンティティの形成や国民統合の手段となる」ものであり、「文化交流によって文化がつけられる」のであるが(川村 1995 : 60)、ドイツの場合は、ヴェルサイユ条約の締結によって、それまでの領土の約15%がドイツ本国から切り離され、ドイツ語母語話者の居住地域の一部が他国の支配下に置かれたことから、それらのドイツ本国から切り離された「在外ドイツ人」(Auslandsdeutsche) も含めた「ドイツ人自身に強固な文化意識を与える」ことが、新設されるべき文化機関の重要な課題とされたのである。なかでもドイツ語普及は、「言語は民族であり、民族は言語である」(Engel 1917 : 6) とするロマン主義的な言語観の伝統があるドイツでは、在外ドイツ人の「ドイツ性」(Deutschtum) を維持していくためにも、最優先で取り組まなければならない課題だった。

この2つの課題、すなわち「海外におけるドイツのイメージを改善することと、ドイツ人に統一的な文化意識を与えること」(Michels 2001 : 15) を目的として、1925年5月にミュンヘンで「ドイツ・アカデミー」(Deutsche Akademie) が設立された。

ドイツ・アカデミーは、その設立当初、上記2つの課題のうち後者を優先したようで、事業の多くは「在外ドイツ人」を対象としたものだった。しかし、1930年代には海外の「非ドイツ人」(Nichtdeutsche) を対象とした事業も拡大されるようになり、とりわけ成年の外国人に対するドイツ語普及に重点が置かれた。ただし、戦間期を通じてドイツの「対外文化政策」は、「専ら外国民をのみ其の対象となすべきでなくて、

在外自国人をも亦保護誘掖するの責に任ずべき」(三枝 1933:674)⁴ものとされていた。

ドイツ・アカデミーは、1931年以降、海外でドイツ語学校を経営するようにもなった。また同アカデミーは、18～19世紀の文学者 Johann Wolfgang von Goethe の没後 100年(1932年)を記念してフランクフルトのゲーテ協会が集めた寄付金の一部を譲渡されたのを機に、その言語普及部門の名称に「ゲーテ・インスティトゥート」(Goethe Institut)という表現を採用することになった。

1933年1月に国家社会主義ドイツ労働者党(NSDAP: Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei)が政権を掌握した後、川村(1998)によれば、ドイツ・アカデミーは「宣伝省の影響下に入り、占領地域におけるドイツ語普及などの分野でヒトラー政権の文化政策を直接遂行して」(川村 1998:47)いったという⁵。しかし、その一方で、たとえば1942年5月にミュンヘンのドイツ・アカデミー本部で開催された研究会において、宣伝省の代表が、ドイツ語の授業では総統の Adolf Hitler や宣伝大臣の Joseph Goebbels の文献を使用すべきだとの見解を示したのに対し、ドイツ・アカデミーの関係者は、今までの経験と言語上の理由から、19世紀の文学者たちの作品が教科書には最もふさわしいと述べたという(Michels 2001:20)。この逸話は、Michels(2001)が指摘するように、ドイツ・アカデミーが Goebbels の率いる宣伝省のプロパガンダと一定の距離を保っていたことの証拠であると言えるが(Michels 2001:20)、それと同時に、現代ドイツ語の基盤を形成した⁶とされる19世紀の文学者たち、すなわちドイツ・アカデミーがその言語普及部門の名称に名前を冠した Goethe や、彼と同じく古典主義の作家である Friedrich von Schiller が、当時のドイツ語普及事業において如何に尊重されていたかを示してもいる。

ドイツ・アカデミーの事業規模は NSDAP 政権下で急速に拡大した。同アカデミーが経営するドイツ語学校の数も増加し、その受講者数は1939年に7,000人、そして1942年には64,000人にまで増加した。しかし、戦局の悪化に伴い、1944年の秋にはほとんどの海外活動が停止された。そして、敗戦後の1945年12月、占領軍(米軍)はドイツ・アカデミーに対して解散を命じるとともに、その後継組織の設立も認めなかった(Michels 2001:22)。

3. 日本における海外言語普及の開始

日本の海外言語普及活動は、20世紀の初頭まで、日本がその実質的な支配下に編入した地域の住民に対するそれにほぼ限られていた。しかし、1930年代には日本の支

配下のない国や地域の人々を対象とした日本語普及事業も開始された。それは「国際文化事業」の一環として実施されたものである。

1934年、日本政府は「国際文化事業」の実施母体として財団法人国際文化振興会を設立した。同会が設立された1934年は、日本が国際連盟を脱退した翌年にあたる。また、1920年代から1930年代にかけての時期は、前述のドイツ・アカデミーの例に見られるように、ヨーロッパの国々で自国文化を海外に普及するための機関が相次いで設立されていた時期でもある。すなわち、「世界の文明諸国があらゆる方面に互りて、自国の文化を内外に顕揚し宣布する為めに広大の施設を整へ文化活動に努力して互に後れざらん」（国際文化振興会1934：1-2）としていた時期でもあったのであり、日本は国際連盟脱退に伴う国際的な孤立を避けるとともに、他国に伍して、「自国文化の品位価値を発揮し、他国民をして尊敬と共に親愛同情の念を催さしむる」（国際文化振興会1934：1）ことを主要目的として、「国際文化事業」を開始したとすることができる。

ただし、この「国際文化事業」には対内的な目的もあった。それは、国際文化振興会の『設立趣意書』に、「文化の発揚は一国の品位を世界に宣布する為に必要なるのみならず、又国民の自覚を喚起して自信自重を加ふる所似の力ともなるべし」（国際文化振興会1934：1）と書かれているように、国民意識を涵養することだった。この点は、ドイツ・アカデミーの場合と同様であるが、後述するとおり、日本の「国際文化事業」が「在外自国人」に関心を寄せることはなかった。

「国際文化事業」を開始するにあたって、日本政府はヨーロッパ諸国の事例を調査している。その結果、ヨーロッパの国々では「自国の言語を諸外国に紹介」（三枝1931：14）することが重視されていることを認識するに至った。このため国際文化振興会も、その「国際文化事業」の一環に、「日本語の海外普及」（国際文化振興会1937：1）を含めることになった。また、外務省では「国際文化事業」の担当課として文化事業部第三課（後に第二課）が1935年に設置されたが、同課は「日本語海外普及の仕事」（外務省文化事業部1939：6）も所掌業務のひとつにした。

しかし、その「国際文化事業」の開始当初の時期においては、外務省文化事業部も国際文化振興会も、「日本語海外普及」に本格的に取り組むことをしなかった。たとえば、国際文化振興会が1937年9月に開催した「日本語海外普及に関する協議会」の第1回会議の席上において、同会常務理事の黒田清は次のように述べている。

日本語を外国人に教へる、さういふ事を本会で考へましたのは、事実現在の欧米

に於きまして非常に日本語研究熱が盛になって参りまして、本会に日本語の文典及び会話の本を送って貰ひたい、或は教授を派遣して欲しいといふ希望が非常に多いのでございます。それがなくても、これは非常に理想的過ぎるかも存じませんが、一国の文化宣伝の根本と致しましてやはり其国の国語を一語でも多く世界に弘めるといふことが根本ではないかといふことは前々から考へて居りましたのですけれども、唯だこちらから日本語を教へようと言っても中々日本語といふものは外国人には難かしい国語でございますからさう簡単には習ふ人も沢山はないだらうといふ考もございました。然し、最近の情勢では益々日本語研究熱といふものが強く要求されて居る様であります。さういふ意味から日本語を進んでこちらから教へるといふことをモット積極的に考へなくちゃならないのではないかといふやうなことが此会が日本語教授といふ事に就きまして皆様の御意見を伺ひたいと思ひます一つの理由でございます（国際文化振興会 1937：6-7）。

前述のように日本政府は、ヨーロッパ諸国において、「自国の言語を諸外国に紹介」することが重視されていることを認識していた。また、上記の引用文にあるように国際文化振興会も、「一国の文化宣伝の根本」として「日本語を外国人に教へる」ことが重要であると「前々から」認識していたのであるが、日本語は「外国人には難かしい国語」であるとの理由から、「日本語の海外普及」に本格的に取り組むことを躊躇していた。しかし、海外で「日本語研究熱」⁷が高まってきたので、「日本語を進んでこちらから教へるといふこと」、すなわち「日本語海外普及」に本格的に取り組むこととしたのである。換言すれば国際文化振興会は、海外における「日本語研究熱」の高まりという外的な要因を受けて、「日本語海外普及」を本格化したとすることができる。

また、上記の引用文で、「国際文化事業」の一環としての「日本語海外普及」が「日本語を外国人に教へる」こととされていることにも留意すべきだろう。すなわち、「日本語海外普及」の対象は、あくまでも「外国人」だったのである。

前述のように、ドイツの「対外文化政策」は「在外自国人」も対象としていた。また、そのことは日本政府も認識していた。たとえば、1930年代の初頭に外務省で「国際文化事業」の開始準備を進めていた三枝茂智が1933年に出版した『極東外交論策』には、ドイツ外務省の文化局長を務めた Hans Freitag が書いた『海外におけるドイツの文化政策について』（Über deutsche Kulturpolitik im Ausland）の全訳が掲載されているが、そこには、「対外文化政策は専ら外国民をのみ其の対象となすべきでなくて、在外自国人をも亦保護誘掖するの責に任ずべき」ものと書かれている。当時の

ドイツが「在外自国人」もその「対外文化政策」の対象としたのは、第一次世界大戦の敗戦によって、開戦前の人口の約10%に相当するおおよそ700万人の「在外自国人」が発生し、その数は「如何なる国家の在外自国民の数よりも遥に多数」（三枝1933：673）だったからである。ドイツ語普及は「在外自国人」、すなわち他国の支配下に置かれることになったドイツ「少数民族の国粹主義を擁護すること」（三枝1931：12）にも貢献しなければならなかったのである。

しかし、日本の「国際文化事業」は「在外自国人」を対象としなかった。近代日本はその実質的な支配下に置いた地域だけでなく、他国の支配下にある地域にも、数多くの移住労働者を送り出してきた。その数は、旅券の交付を受けた者だけでも、1940年までで約90万人におよぶ（外務省領事移住部1971：137）。また、日本政府は彼らの子女に対する「国語」教育を支援することもあったのだが、それらの「在外自国人」は、「国際文化事業」の関係者にとっては関心の対象外だった⁸。「国際文化事業」も、またその一環としての「日本語海外普及」も、「在外自国人」を対象とすることはなく、あくまでも「外国人」のみを対象として実施されていた。

ただし、「外国人」に対する日本語普及とはいっても、そこでは単に意思伝達手段としての日本語の普及が目指されていたわけではない。なぜなら、「言葉の中には一国の国民性が潜んで居る」からである。このため、「外国人に日本語を普及させること」によって、彼らが「吾々と同じ精神を持ち、同じ国民性を持ち、同じ血を持ち、同じ心を持ち得る」ようになることが目指された（外務省文化事業部1939：7-8）。言語と「精神」あるいは「国民性」との密接な関連性の主張、さらには「血」というメタファーの使用は、19世紀末にドイツで言語学を学んだ上田萬年が帰国後に、「日本語は日本人の精神的血液」（上田1897：12）と述べたことを想起させずにはいないが、高田（2011）によれば、この言語観を上田はドイツ留学中に Wilhelm von Humboldt の思想として学んだのではないかという⁹。そうであるならば、「国際文化事業」の一環としての日本語普及は、あくまでも「日本人」ではなく「外国人」を対象とした事業だったのだが、上田を介してドイツ・ロマン主義の影響を受けていたとも言うことができる。また、その言語観はドイツ・アカデミーのドイツ語普及事業におけるそれと極めて近い位置にあったとすることもできるだろう。

1940年代に入ると、外務省文化事業部の業務は興亜院と内閣情報局に分割された。また、国際文化振興会の監督官庁も外務省から内閣情報局に移行した。そして、1941年12月以降、同会の「日本語海外普及」は、その主な事業対象が日本の実質的な支配下にあった地域（およびその実質的な支配下にあらたに編入された地域）へ振り向

けられるようになった。すなわち、国際文化振興会も「平時に於ける国際文化事業のやうな生やさしいもの」（松宮 1942：62）ではない日本語普及事業の実施を求められるようになったのであり、「国際文化事業」の一環としての「日本語海外普及」、換言すれば、日本の実質的な支配下にない国や地域の人々を対象とした日本語普及事業は、ドイツなどヨーロッパの枢軸国に対するそれを除けば¹⁰、そのほとんどがわずか数年で終焉を迎えることになったのである。

4. 敗戦後におけるドイツの海外言語普及

敗戦から約4年が経過した1949年2月、旧ドイツ・アカデミーの関係者が中心となって、新しい文化機関を設立するための研究会が、米軍占領下のヴィースバーデンで結成された。この「ヴィースバーデン作業サークル」（Wiesbadener Arbeitskreis）と呼ばれるグループは、新しい文化機関の設立とはいっても、実質的には旧ドイツ・アカデミーの再建を目指していたという（川村 1998:39）。すなわち、ドイツ・アカデミーという「ヴァイマル期の文化交流団体を再建し、精神文化の幅広い領域における国際的活動を促進することによって、敗戦後のドイツが世界に復帰し、再び発展できるための土台をつくることを構想」（川村 1998：43）していた。換言すれば、「文化交流を通じた民族の復興」（川村 1998:43）を目指していたのであるが、このヴィースバーデン作業サークルが活動していた1949年から1950年にかけての時期は、ドイツ連邦共和国（西独）とドイツ民主共和国（東独）がそれぞれ成立するとともに、旧ドイツ国の東方国境が実質的に確定し、ドイツ民族の複数国家への分属が決定的になった時期でもある。しかし、ヴィースバーデン作業サークルが新設すべき文化機関（あるいは再建すべきドイツ・アカデミー）の事業単位として考えていたのは、ドイツ連邦共和国ではなく、あくまでもドイツ民族だった。すなわち、同サークルが「文化交流」を通じて「復興」を目指していたのは、「連邦共和国（西側占領地区）に居住する人々だけではなく、少なくとも当時確定しつつあった東西ドイツの境界線を越えた全ドイツの人々を含み、さらに広くは第二次世界大戦後のドイツ領土外に居住するドイツ語話者をも包摂する可能性をもつ概念」（川村 1998:43-44）としてのドイツ「民族」だったのである。言い換えれば、第一次世界大戦に敗れた時と同様に、国境の内外を問わず、全ての「ドイツ人自身に強固な文化意識を与える」ことが、第二次世界大戦後に「対外文化政策」の復活を検討する際にも重視されたのである。そして、かかる観点からは（これもまたヴァイマル共和国の時代と同様に）、ドイツ語普及が重要な事業のひとつ

つとされた(川村1998:41)。

ヴィースバーデン作業サークルが目指していた、旧ドイツ・アカデミーの再建は、結果的に実現しなかった。しかし、同サークルや旧ドイツ・アカデミーの関係者も加わって、そして同アカデミーがその言語普及部門の名称に用いていた「ゲーテ・インスティトゥート」という表現を継承して、1951年、ミュンヘンで「海外におけるドイツ語の維持・育成のためのゲーテ・インスティトゥート」(Goethe-Institut zur Pflege der deutschen Sprache im Ausland)が設立された(法人認可は1952年)。

その設立当初の正式名称に見られるように、ゲーテ・インスティトゥートは、ドイツ語普及機関として創設された。しかし、同インスティトゥートは、「在外ドイツ人」に対するドイツ語普及ではなく、「非ドイツ諸民族」(Nichtdeutsche Völker)を対象としたドイツ語普及に力点を置くことになる(Michels 2001:13)。

これは、ひとつの大きな方向転換であると言える。たしかにドイツの「対外文化政策」全体の中では、戦後期においても「在外ドイツ人」は重視され、たとえばドイツ外務省やその関連機関は、海外のドイツ人学校等を支援しつづけたのであるが、また、かかる事業は今日でも「ドイツの対外文化政策の一環」(クライン2002:103)でありつづけているのであるが、第二次世界大戦に敗れた後は、「非ドイツ諸民族」を対象とした事業が、「対外文化政策」の中で大きな位置を占めるようになったのである。これは、「戦争とナチ支配」(Hoffmann 2001:7)によって「非ドイツ諸民族」の間で悪化したドイツのイメージを刷新し、「文化国家としてのドイツ」(Deutschland als Kulturstaat)というイメージを国際社会に対してアピールすることが、第二次世界大戦後のドイツにとっては最優先課題になったからにはほかならない(Hoffmann 2001:7)。

しかし、かかる課題を達成するための「対外文化政策」においても、ドイツ語普及が重視された。すなわち、ゲーテ・インスティトゥートの設立者のひとり Franz Thierfelder (彼は1937年までドイツ・アカデミーの事務総長を務めていた)が述べているように、「海外におけるドイツ語の維持と普及は、ドイツの対外文化・広報政策の中核を占めるもの」(Michels 2005:225)だったのであるが、このように、「非ドイツ諸民族」を主な対象とした「対外文化政策」においてもドイツ語普及事業が重視された理由のひとつは、「文化国家としてのドイツ」というイメージを国際社会に対してアピールするという目的にも、ドイツ語は適していると考えられたためではなかったかと思われる。

ゲーテ・インスティトゥートが設立される2年前の1949年は、Goetheの生誕200

周年にあたる。当時はまだ戦後の混乱状態が続いていたのだが、ドイツ各地で彼の生誕記念祭が催された。三島（1991）によれば、その理由は Goethe こそが「その深い精神性と人格的完成によって、ドイツが決してフリードリヒ大王以来のプロイセンのミリタリズムとビスマルクとヒトラーに（中略）尽きるものではないことを示し、良きドイツ、真のドイツ、純粹で精神的なドイツ、ナチスなどでも汚されることのできなかったドイツなるものを体現している」（三島 1991：19）と見なされていたからであるという。

21 世紀初頭にゲーテ・インスティトゥートの総裁を務めた Hilmar Hoffmann によれば、第二次世界大戦後に設立された同インスティトゥートに求められたことは、「民主主義的なドイツ」、そしてその「芸術と文化における成果」を世界に発信することだった（Hoffmann 2001：7）。すなわち、ドイツ第三帝国とは異なる「民主国家」あるいは「文化国家」としてのドイツ（西独）を世界に発信することが求められたのであるが、その「文化国家としてのドイツ」をアピールする上で、「良きドイツ」や「純粹で精神的なドイツ」を体現すると見なされた Goethe は最適だった。このため、敗戦後のドイツは、おおよそ 1960 年代までの期間、第二帝国から第三帝国までの「ドイツ文化」ではなく、Goethe の作品に代表される、19 世紀前半期までの「ドイツ文化」を表出することによって、自らが「文化国家」であることを、換言すればドイツにおいて「人文主義が死滅することなく生き続けていること」（クライン 2002：99）を対外的にアピールすることになるのだが、その Goethe を含めた 19 世紀古典主義の文学者たちは、現代ドイツ語の基盤を形成したとされている。すなわち現代ドイツ語も、Goethe など 19 世紀文学者たちの作品なのである。したがって、その作品であるところのドイツ語を海外に普及することも、「文化国家」としてのドイツをアピールするのにふさわしいということになる。Goethe を介することによって（あるいは彼の存在を持ち出すことによって）、ドイツ語普及事業は敗戦後も「対外文化政策」の中で重要な位置を占めつづけることができたと言えることができるだろう。

5. 敗戦後における日本の海外言語普及

1945 年 10 月、国際文化振興会はその本部ビルを占領軍（米軍）に接収された。また、「連合軍の指令にもとずいて政府補助金も打ち切られて、深刻な財源難に直面する」（国際文化振興会 1964：30）ことになった。しかし、国際文化振興会の場合は、ドイツ・アカデミーの場合と異なり、占領軍から解散を命じられることはなかった。

敗戦直後の国際文化振興会は、「日本語海外普及」の復活を目論んでいたようである。1945年10月4日の朝日新聞によれば、国際文化振興会は、「新しい世界的視野に立って再出発する」(朝日新聞社1945:2)ための事業のひとつとして、「正しい日本語の普及」(朝日新聞社1945:2)を検討していたという。この「正しい日本語の普及」が、「正しい日本語」の普及を意味するのか、それとも日本語の「正しい普及」を意味するのかは不明だが、いずれにせよ、国際文化振興会は「日本語海外普及」の復活を、終戦直後の段階では目指していたようだ。

しかし、結果的には国際文化振興会が戦後期において日本語普及事業を再開することとはなかった。敗戦後の国際文化振興会は、従来の「日本文化の対外宣揚といふ如き方針を更め、寧ろ海外文化の紹介等による日本国民の文化水準の向上、延て東西文化の融合といふ面に重点を置き、兼て進駐軍始め在日外国人が日本文化に興味を持ち、進んでこれを研究したいといふ向には之に応じて誘導協力する」(国際文化振興会1946:3)ことになった。また、同会は1946年1月開催の理事会において、「米国その他外国文化の国内紹介に一層の努力を増し邁進する」(国際文化振興会1964:31)と決定した。すなわち国際文化振興会は、「進駐軍始め在日外国人」を対象とした事業を別にすれば、日本文化の発信よりも「米国その他外国文化」の受信に事業の重点を置いたのである。このことは、占領下の日本がそこから脱して国際社会に復帰する上では、そして、その目的から日本が「文化国家」であることを対外的にアピールする上では、「日本文化」の発信よりも、「米国その他外国文化」を受信し、「日本国民の文化水準の向上」を図ることのほうが重要だと考えられていた当時の事情を物語っている。

1952年のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い、国際文化振興会に対する政府補助金の交付が復活し、同会は「体制の強化に向かって事態の進展が図られる運び」(岸1972:1)となった。しかし、日本の再独立後も国際文化振興会は日本語普及事業を再開しなかった。むしろ同会が重視したのは芸術交流事業である。国際文化振興会は芸術交流事業、とりわけ日本の伝統美術を海外に紹介する事業を、「当会対外文化活動の最も重要な部門」(NAJ)と位置づけた。これは、浅野(2010)が指摘するように、米国をはじめとする国際社会に対し、「平和という価値の受容を伝統的な「美」に込めてアピールすること」(浅野2010:54)が求められていたからであろう。日本が「平和国家」であることをアピールする上では、伝統美術が最適と見なされていたとすることができる。

サンフランシスコ講和条約が発効する前年の1951年に、日本政府は「外務省設置

法」を改正し、「日本文化の海外への紹介その他各国との文化交流に関すること」（1951年法律第283号「外務省設置法」第4条）を外務省の所掌業務に含めている。また、「平和回復後における情報活動、さらには文化国家としての文化外交に備えて今から準備を固め、遺憾なからしめ」¹¹ するため、同省に情報文化局を設置した。

その外務省情報文化局は、1957年に「文化外交に関する懇談会」を開催している。この懇談会の席上において同局の局長は、「文化外交」を「わが国の政治・経済外交の地ならし、ないしは先導として最も重要である」（DA-2：5-6）と位置づけているのだが、その「文化外交」の「文化」の範囲として想定されていたのは、「美術、音楽、演劇、映画、建築、工芸、スポーツ、留学生」（DA-2：11-12）であり、「言語」（日本語普及）はそこに含まれていなかった。

このように国際文化振興会も外務省も、1950年代までの時期、その「国際文化事業」あるいは「文化外交」の範疇において、日本語普及に無関心だった。この時期の日本が対外的な広報活動で最も重視していたことは、戦後の日本が「平和国家」「民主国家」「文化国家」であることをアピールすることだったのだが（DA-1：1）、その観点からすると、日本語普及は優先度の低い事業と見なされていたとすることができる。

前述のように、戦前戦中期の「日本語海外普及」においては、日本語と日本の「精神」あるいは「国民性」との密接な関連性が主張されていた。しかし戦後期、とりわけ占領期には、その「精神」や「国民性」が「民主国家」にふさわしくないものとして、「反省」や「改造」の対象ともされた¹²。また、終戦に際して日本が受諾した「ポツダム宣言」第10条の、「日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし」という項目を根拠に、日本語の「改革」を求める意見も、占領軍の一部には存在した（文化庁2006：352）。すなわち、日本語（とくにその表記体系）は日本が「民主国家」に生まれ変わる上でふさわしくないという考え方も、占領軍の中には見られたのである。さらには、たとえば志賀直哉のように、もし日本が「英語を国語に採用」していたなら、「日本の文化」は「今よりも遙かに進んでゐたであらう」し、「恐らく今度のやうな戦争は起つてゐなかつたらう」と考える者もあった（志賀1946：94）。換言すれば、近代日本が「文化国家」あるいは「平和国家」でなかった一因を日本語そのものに求める論調も存在したのである。これらの状況を勘案するならば、日本語普及は「民主国家」「文化国家」「平和国家」としての日本をアピールする上で、むしろマイナスになると認識されていたのではなかったかと考えることができる。この点は、「文化国家としてのドイツ」を国際社会にアピールする上でもドイツ語普及を重視したドイツの場合とは対照的である。あるいは、日

本の場合は Goethe のような存在を持ち出すことが（または見つけ出すことが）できなかったとも言えようか。

このように、占領期から 1950 年代にかけての時期、日本語普及事業は「文化外交」あるいは「国際文化事業」の範疇では実施されなかった。それに対して、戦後日本の日本語普及事業は「経済協力」の一環として始まった。すなわち、1950 年にセイロン（当時）のコロンボで開催された第 1 回英連邦外相会議でオーストラリア政府が提唱した、いわゆる「コロンボ計画」に、日本も 1954 年に援助国として加盟したことが、その契機となった。これによって、日本は「経済協力」対象国に対する日本語講師派遣事業を開始した。派遣主体となったのは社団法人アジア協会である。同協会は 1958 年にベトナムのサイゴン現代語学校に日本語講師 1 名を派遣している。その後、アジア協会および同協会の事業を継承して 1962 年に設立された海外技術協力事業団は、「コロンボ計画」による海外派遣日本語講師の数を増やすとともに、1960 年代の半ば以降は、「青年技術者派遣計画」や同計画を継承して開始された「青年海外協力隊」事業の一環としても、日本語講師を海外に派遣するようになった。

このように戦後期の日本語普及事業は、1950 年代の後半期に「経済協力」の一環として始まった。たしかに、そこには「文化外交」的あるいは「国際文化事業」的な要素も含まれてはいたのだが¹³、その枠組はあくまでも「経済協力」だった。

しかし、東京オリンピックが開催された 1964 年頃から、日本語普及事業が、それまでのように「経済協力」の枠組においてだけでなく、「文化外交」あるいは「国際文化交流事業」（1960 年頃から外務省はそれまでの「国際文化事業」という表現にかえて、「国際文化交流事業」という表現を用いるようになった）の枠組においても実施されるようになった。

1965 年に外務省は、海外の高等教育機関への日本研究講座寄贈事業を開始している。その寄贈対象は、タイのタマサート大学やインドのデリー大学など東南アジアおよび南西アジアの教育機関に限られていたのだが、日本研究講座を寄贈された高等教育機関には、日本研究の専門家に加えて日本語講師も派遣された。この日本研究講座寄贈事業の目的は、「近年高まりつつあるわが国に対する関心を、単なる興味に終らせることなく、学問的追求にまで高めること」や、「諸外国の日本語習得者や日本研究者により一層の研究意欲をもたせること」に置かれており（外務省 1966:342）、同事業は「経済協力」という枠組ではなく、「文化外交」あるいは「国際文化交流事業」の一環として実施されていたとすることができる。また、1969 年から外務省は「国際文化交流」を推進するために、「在外公館又は外国における団体の日本語教育機関に、日本語教師

を派遣する」(外務省 1970: 320) ようにもなった。

このように、1960年代の中頃には日本語普及事業が「文化外交」あるいは「国際文化交流事業」の一環としても実施されるようになった。また、このころから日本の外交活動において日本語普及事業が重視されるようになった。今日の外交青書の前身にあたる『わが外交の近況』は、1966年度版(1967年発行)で初めて「日本語普及事業」という章を設けている。

しかし、そこには日本政府が日本語普及事業を重視するようになった理由について、「先進諸国」が「いずれも膨大な予算と人員を使って自国語の普及に努めている」ことと、「海外における日本語学習熱」が「近年急速に高まってきた」ことのみが挙げられている(外務省 1969: 132)。すなわち、日本政府が日本語普及事業を重視するようになったのは、その何らかの政策的意図に基づいてというよりは、海外諸国政府の動向と海外における「日本語学習熱」¹⁴の高まりという2つの外的な要因を受けての措置だったことがわかる。

外務省は1973年に『国際文化交流の現状と展望』という標題の冊子を発行している。そこにも、日本政府が日本語普及事業の重要性を認識するようになった理由として、上記の2点のみが挙げられている。次のとおりである。

主要先進国は、自国語の普及を対外文化政策面で極めて重視しており、例えば英国は British Council、フランスは Alliance Francaise (ママ)、米国は U.S.I.A、また西独は Goethe Institut を通じ、それぞれ膨大な予算と機構と人員を擁しながら、世界のあらゆる地域で自国語の普及に努力している。

ひるがえってわが国の海外向け自国語普及活動を見ると、(中略)外国人の間に自国語を普及するため、組織的に事業を行なったことは戦争中の特殊な情況を除いてなく、第二次世界大戦後における諸外国の対日関心の高まりに伴う日本語学習熱の上昇気運にあらためて外国人のための日本語普及事業の必要性を認識するに至ったというのが偽らざる事実である(外務省文化事業部 1973: 44-45)。

このように、日本が「文化外交」あるいは「国際文化交流事業」の範疇において日本語普及事業を重視するようになったのは、「主要先進国」が「世界のあらゆる地域で自国語の普及に努力している」ことと、「諸外国の対日関心の高まりに伴う日本語学習熱の上昇気運」という2つの外的な要因を受けての措置だったのである。そして、このうち後者に関して述べれば、1930年代の国際文化振興会の場合と同様のこと(す

なわち、海外における「日本語学習熱」の高まりを受けての日本語普及事業の本格化が、戦後の高度経済成長期にも繰り返されたと言することができるのである。

6. おわりに

ドイツの「対外文化政策」は、「ドイツ人自身に強固な文化意識を与える」という観点から、「在外ドイツ人」を主な事業対象として開始された。また、その事業領域としてはドイツ語普及が重視された。それに対して、日本の「国際文化交流事業」（国際文化事業）は「外国人」のみを対象として始まったのだが、その「国際文化交流事業」（国際文化事業）の一環に日本語普及事業も含まれるようになったのは、ヨーロッパ諸国において「自国の言語を諸外国に紹介」することが重視されていることを日本が認識したからである。また、それを本格的に実施するようになったのは、海外で「日本語研究熱」が高まってきたからである。同様のことは戦後の高度経済成長期にも繰り返され、1960年代に日本政府は、「経済協力」を円滑に進めるための日本語普及事業を別にすれば、すなわち、「文化外交」あるいは「国際文化交流事業」の枠組においては、欧米の「先進諸国」が「いずれも膨大な予算と人員を使って自国語の普及に努めている」ことのほかに、海外における「日本語学習熱」の高まりという要因を受けて、日本語普及事業の実施を本格化することになった。

第二次世界大戦後のドイツと日本は、国際社会に復帰するために、自国が「民主国家」「平和国家」「文化国家」であることを対外的にアピールする必要がある。この観点から日本が重視したのは、占領期においては「米国その他外国文化」の受信、そして再独立後は芸術交流事業、とりわけ伝統的な「美」を対外的にアピールすることだった。かかる観点において日本語普及事業が重視されることはなく、むしろ忌避されていたのではなかったかとさえ想像することができるのだが、ドイツの場合は、「文化国家としてのドイツ」を国際社会にアピールする上でも、ドイツ語普及事業を重視した。

このように、ドイツがその「対外文化政策」においてドイツ語普及を一貫して重視してきたのに対して、日本の場合には、「国際文化事業」が開始された1930年代から高度経済成長期の1960年代中頃まで、「国際文化交流事業」（国際文化事業）の範疇においては日本語普及事業を重視してこなかった。それが重視されるようになったのは、1960年代の中頃から1970年代の前半期、すなわち、東京オリンピックが開催された頃から、「国際文化交流事業」および「日本語の普及」という表現が日本の法律の中で初めて採用された、そしてその法律（1972年法律第48号「国際交流基金法」）に基

づいて国際交流基金が設立された1970年代前半期にかけてのことであると言えることができる。同基金は国際文化振興会を吸収する形で設立されたのだが、国際交流基金の日本語普及事業は、外務省と海外技術協力事業団の日本語普及事業、換言すれば「経済協力」の範疇の中で生まれた日本語普及事業を引き継ぐ形で開始されたものであり、それまで日本の「国際文化交流事業」（国際文化事業）の中核的な役割を担っていた国際文化振興会からは何も継承しなかった。なぜなら、同会は戦後期において日本語普及事業をほとんど実施していなかったからである¹⁵。

このような歴史的経緯を振り返ってみるならば、そこからはドイツの「対外文化政策」と日本の「国際文化交流事業」（国際文化事業）の役割の共通点と相違点を読みとることができる。また、それらの政策や事業の一環として実施されてきた（そして今日も実施されている）言語普及という営みに何が期待されてきたか（あるいは期待されているか）という点も見えてとることができるだろう。

付記

この研究は、日本学術振興会科学研究費補助金〔基盤研究（C）〕の交付を受けて行ったものです（研究課題名：戦後期における「日本語の普及」事業の前段階の状況に関する研究、課題番号：22520533）。補助金の交付に対して、感謝申し上げます。

注

- 1 ただし、2001年頃からは「対外文化・教育政策」（Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik）という表現も使用されるようになった（川村・上藤2003：247）。
- 2 本稿で言う「ドイツ」とは、いわゆる「ドイツ第二帝国」「ヴァイマル共和国」「ドイツ第三帝国」時代の「ドイツ国」（Deutsches Reich）、および英米仏軍の占領時代を経て1949年に建国されたドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland）を意味する。ソ連軍の占領地域および1949年から1990年まで存在したドイツ民主共和国（Deutsche Demokratische Republik）については、本稿では扱わない。
- 3 ただし、近代日本はアイヌ語や琉球語（沖縄語）を母語とする人々に対しても、「国語」としての日本語の普及を図っている。
- 4 本稿において1940年代までの日本語文書を引用する際には、引用文中における旧字体を新字体に直した。また、文意を汲んで、適宜句読点を付した場合や促音表

記にしたケースもある。ただし、仮名遣いは原文にしたがった。

- 5 当時のドイツ・アカデミーとNSDAPの関係については、Michels (2001) を参照。
- 6 たとえば、ポーレンツ (1974) 140 頁を参照。
- 7 1930年代から1940年代初頭にかけての時期に、海外への日本語普及との関連で書かれた文書には、「日本語研究」あるいは「日本語の研究」という表現がしばしば見られるが、そのほとんどは「日本語学」ではなく、「日本語学習」の意味で用いられている。したがって、ここでの「日本語研究熱」は「日本語学習熱」を意味する。
- 8 たとえば、外務省文化事業部が「日本語海外普及」の現状を日本国内に向けて発信するために1939年に発行した『世界に伸び行く日本語』では、「在外自国人」に対する日本語普及事業の状況について、ほとんど触れられていない。
- 9 高田 (2011) によれば、上田の「精神的血液」という表現は、ベルリン大学留学中に Heyman Steintal から直接的に学んだものではないかという。後者の著作には、「精神の血液」(das geistige Blut) という表現が見られる (高田 2011 : 175)。
- 10 ドイツなどの枢軸国に対する日本語普及に関しては、小川 (2010) を参照。
- 11 1951年11月14日開催の衆議院内閣・外務委員会連合審査会における外務省政務局長 (島津久大) の発言より引用。
- 12 たとえば、時事研究会 (1946) 35 頁を参照。
- 13 詳細については、嶋津 (2012) を参照。
- 14 この「日本語学習熱」という表現の問題点については、嶋津 (2008) を参照。
- 15 管見の限り、国際文化振興会が戦後期において日本語普及あるいはそれに関連する事業に関わったのは、同会の機関誌『国際文化』の1970年1月号 (第187号) で「日本語教育」を特集したことを除けば、1962年に開館した在ローマ日本文化会館 (現在の国際交流基金ローマ日本文化会館) で日本語講座を開催したことぐらいである。

文献

(参考資料)

外務省外交史料館外交記録公開文書

MF 番号 I-0010 「最近における日本の国際文化活動」(DA-1)

MF 番号 I-0011 「第1回文化外交懇談会議事録」(DA-2)

国立公文書館特定歴史公文書

請求番号 3D-001-00 「国際文化振興会（設立）昭和 30 年度」（NAJ）

（参考文献）

- 浅野豊美（2010）「戦後日本の国民再統合と『贖罪』をめぐる対外文化政策－失われた地域と彷徨う記憶－」『中京大学国際教養学部論叢』第 3 巻第 2 号 29-58
- 朝日新聞社（1945）「日本語普及や古典紹介：国際文化振興会の再出発」『朝日新聞』（10 月 4 日）2
- 上田萬年（1897）『国語のため』富山房
- 小川誉子美（2010）『欧州における戦前の日本語講座－実態と背景－』風間書房
- 外務省（1966）『わが外交の近況：昭和 40 年度』
- 外務省（1969）『わが外交の近況：昭和 43 年度』
- 外務省（1970）『わが外交の近況：昭和 44 年度』
- 外務省文化事業部（1939）『世界に伸び行く日本語』
- 外務省文化事業部（1973）『国際文化交流の現状と展望』
- 外務省領事移住部（1971）『わが国民の海外発展－移住百年の歩み－』
- 川村陶子（1995）「ドイツ文化交流政策にみる文化と国家－ふたつの「文化国家」から国際文化関係の座標軸へ－」『国際関係論研究』第 9 号 57-75
- 川村陶子（1998）「ヴィースバーデン作業サークルー戦後ドイツ文化交流構想における「ヴァイマルの再生」－」『ODYSSEUS』第 3 号 38-51
- 川村陶子・上藤文湖（2003）「ドイツ」国際交流基金企画部編『主要先進諸国における国際交流機関調査報告書』国際交流基金 247-325
- 岸信介（1972）「国際文化振興会の解散に当って」『国際文化』第 219 号 1
- クライン、フォルカ（2002）「ドイツの対外文化政策」『獨協法学』第 57 号 99-108
- 国際文化振興会（1934）『設立趣意書、事業綱要及寄附行為』
- 国際文化振興会（1937）『日本語海外普及に関する第一回協議会要録』
- 国際文化振興会（1946）『国際文化振興会の近況』
- 国際文化振興会（1964）『KBS30 年のあゆみ』
- 三枝茂智（1931）『対外文化政策に就て』外務省文化事業部
- 三枝茂智（1933）『極東外交論策』斯文書院
- 志賀直哉（1946）「国語問題」『改造』4 月号 94-97
- 時事研究会（1946）「国民性の反省とその改造」『時事問題研究』35-41

- 嶋津拓 (2008) 『海外の「日本語学習熱」と日本』三元社
- 嶋津拓 (2012) 「1950年代～1960年代の海外日本語普及事業について—国際文化交流事業の一環としての「日本語の普及」の黎明期—」『大東文化大学紀要：社会科学編』第50号 247-262
- 高田博行 (2011) 「国語国字問題のなかのドイツ語史—なぜドイツの言語事情が参照されたのか—」山下仁・渡辺学・高田博行編『言語意識と社会—ドイツの視点・日本の視点—』三元社 167-196
- 文化庁 (2006) 『国語施策百年史』ぎょうせい
- ポーレンツ, ペーター・フォン (1974) 『ドイツ語史』白水社
- 松宮一也 (1942) 『日本語の世界的進出』婦女界社
- 三島憲一 (1991) 『戦後ドイツ—その知的歴史—』岩波書店
- Düwell, Kurt (1976) *Deutschlandes Auswärtige Kulturpolitik 1918-1932*, Böhlau Verlag.
- Engel, Eduard (1917) *Sprich Deutsch! Ein Buch zur Entwelschung*, Hesse & Becker Verlag.
- Hoffmann, Hilmar (2001) Von der Rückgewinnung der Glaubwürdigkeit, Goethe-Institut (Hrs.) *50 Jahre Goethe-Institut : Murnau, Manila, Minsk*, Goethe-Institut, 7-8.
- Michels, Eckard (2001) Keine Stunde Null: Vorgeschichte und Anfänge des Goethe-Instituts, Goethe-Institut (Hrs.) *50 Jahre Goethe-Institut : Murnau, Manila, Minsk*, Goethe-Institut, 13-23.
- Michels, Eckard (2005) *Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut, Sprach- und auswärtige Kulturpolitik 1923-1960*, R. Oldenbourg Verlag.

Overseas spread of the languages of defeated countries: Programs to spread the Japanese and German languages overseas after World War II

SHIMAZU Taku

Keywords: Foreign Cultural Policy, International Cultural Exchange Programs, Overseas spread of the language, German language, Japanese language

Abstract

As part of its Foreign Cultural Policy, Germany is currently working to spread the German language overseas while Japan is endeavoring to spread Japanese through its International Cultural Exchange Programs. The terms ‘Foreign Cultural Policy’ and ‘International Cultural Exchange Programs’ signify policies enacted by the respective governments of each country and their related agencies in order to facilitate cultural measures and exchange with other countries.

The task of spreading the language as part of the Foreign Cultural Policy and International Cultural Exchange Programs was initiated in Germany in the 1920s and in Japan in the 1930s. However, for both countries, these policies were suspended following defeat in World War II in 1945.

This paper discusses the role and status of activities to facilitate language spread in Germany and Japan based on comparative investigation of the reasons and processes by which these countries restarted language spread activities as part of their Foreign Cultural Policy and International Cultural Exchange Programs after their defeat in World War II.

(大東文化大学国際交流センター)